

# 小規模林地開発行為の手引

令和7年5月26日

千葉県農林水産部森林課

## ◎「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和36年法律第191号）の規制開始を踏まえた「千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針」の一部改正に伴う小規模林地開発行為の手引の改正について

この手引は、令和7年5月26日から、千葉県において「宅地造成等規制法」の改正法である「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）に基づく規制が開始されることを踏まえた「千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針」の一部改正に伴い一部修正したものであり、令和7年5月26日から施行する。

### 1 盛土規制法に基づく規制開始について

令和7年5月26日から、千葉県全域が盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域に指定され、規制が開始される。

### 2 千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針の一部改正について

#### 【主な改正概要】

「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」（平成22年条例第4号）第18条に規定する小規模林地開発行為の届出について、県は、「災害及び水害の防止」に関する事項、「水の確保」に関する事項及び「環境の保全」に関する事項の内容を確認することとしているが、他の法令等に基づく許認可を必要とする小規模林地開発行為については、法令等によりその全部又は一部の事項の内容確認を省略することとし、全部の事項の内容確認を省略する場合の法令等を「別表第1」に、「環境の保全」以外の事項の内容確認を省略する場合の法令等を「別表第2」に掲載している。

盛土規制法に基づく許可を必要とする小規模林地開発行為の届出に係る県による内容確認について、「災害及び水害の防止」に関する事項及び「水の確保」に関する事項の内容確認を省略することとして、「別表第2」に盛土規制法を追加する。